

「〔文部省辞令〕」昭和7年(1932)3月22日

卒業証書・教員免許状と同日に文部省から交付された辞令です。第四臨時教員養成所の授業料は無料でしたが、卒業者は卒業証書受得の日から1年間は文部大臣の指定する教育機関に就職する義務がありました。